

番号	1
項目	保護者等の疾病・障害・就労、家族状況等の事由により、障害のある児童生徒が通学できない場合、「教育を受ける権利」が決して侵害されることのないよう、「通学のための支援策」を講じる主体的な責任は、市教委・学校側にあることをまず確認すること。
(回答) 本市では、障がいの有無にかかわらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。 通学に関しましては、保護者の責任とされており、学校では通学路の安全教育を中心に学びを進めております。障がいのある児童生徒についても同様に通学路の安全教育の学びを進めているところですが、個々の障がい状況は多様であり、個別性が高いことより児童生徒自身で安全に通学することが難しく、保護者が付き添われている場合があると考えております。 教育委員会といたしましては、通学時のタクシー支援や校外活動の際のリフト付きバス支援に取り組んでいるところですが、引き続き、福祉局をはじめとした関係機関との連携に努め、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. 3.
項目	2. 市教委として大阪府の通学支援補助制度を活用し、ガイドヘルパーなど保護者等以外の支援者が、徒歩によって小中学校等と自宅間の往復の付き添い支援を行う「通学支援事業」を、2024年度当初から必ず創設、実施すること。 3. また、その通学支援事業の実施に向けては、障害児の移動支援を行う介護事業所が、ガイドヘルパーを活用して通学の付き添い支援を行えるよう、福祉局ならびに我々と相談・協議を重ね、使いやすい制度と仕組みを整えること。
(回答) 障がいのある児童生徒が安全に通学できるということは非常に重要なことであると認識しております。現状、通学時のタクシー支援や校外活動の際のリフト付きバス支援に取り組んでいるところですが、通学に係る責務が保護者にあることをふまえたうえで、保護者等以外の支援者の認定及び基準や可否の決定等、検討すべき課題が多岐にわたることなどが想定されるところです。教育委員会といたしましては、現状のタクシー支援を、今後も継続しながら、福祉局をはじめとした関係機関との連携に努め、障がいのある児童生徒の学びの充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245